

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
低入札価格調査基準価格について

1 工事の場合

次の算式により得た割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とする。

ただし、当該割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

算定割合（小数点第2位未満切捨て）

$$= (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68) \times 1.1 \div \text{予定価格（税込）}$$

調査基準価格（小数点以下切捨て）＝予定価格（税込）×算定割合

（注）「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の額は、当該工事に係る工事費内訳書に記載された額（消費税を含まない額）による。

したがって、当該工事に係る設計業務委託契約の相手先（設計事務所）には、工事内訳書に「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の区分（いずれも国土交通省の「公共建築工事積算基準」等の積算基準・要領等に準じるものであること。）ごとの内訳金額を必ず記載させること。

2 製造その他の請負の場合（小数点以下切捨て）

予定価格の60%の金額とすること。